理	案区分	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提集団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	回答欄(各府省)
写 区分 B 地方に対する 規制緩和	分野 産業振興	指定管理鳥獣捕獲等 事業に係る実包の譲	鳥獣保護法に基づく指定管理 鳥獣捕獲等事業に用いる実包 の譲受について、許可を要しな いこととすべき。	【現状】 本集では、原発事故による影響で、狩猟者の減少や出荷制限等による狩猟意 本集では、原発事故による影響で、狩猟者の減少や出荷制限等による狩猟意 なの低下が着しく、イノシンが大幅に増加し、農業被害や生活環境被害が危増 している。このため、これまでの狩猟・有害捕獲に加え、鳥獣保護法に基づく指 定管理島獣操獲等事業で居者・福島県現女会と実施している。 事業実施に伴う火業類取締法に基づく実包の譲受許可申請に当たり、各支部 での申請者合計362人(申請件数362件)、申請手数料等の费用負担 867,568 円(2,400円/件・手数料)が生じた。 【支障事例】 受託者(捕獲従事者)から「申請手続のため捕獲の着手までに手間と費用がか かった』旨で前等が多く寄せられ、事業の円滑な実施に支障が生じている。 【制度改正の必要性】 指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受については県知事の許可が必要である一方、狩猟及び有害捕獲に用いる実包の譲受については県知事の許可が必要である一方、狩猟及び有害捕獲に用いる実包の譲受については、計算で事場、計算を理鳥獣捕獲等事業についても、許可不要として支障がないものと考える。	提案の実現により、指定管理鳥獣捕獲等事業を効果的に実施することが可能となり、指定管理鳥獣の集中的かつ広域的な管理が期待できる。	火薬類取締法第17条 景影の保護及び管理 環境省 並びに7朔風の適正化 に関する法律第9条、 第14条の2	福島県、栃馬島県、栃馬馬県、東新岐阜県、東新岐阜	(1004-0)	このため、指定管理鳥族核優等事業の役事者においても、一定の設備までは無許可で購入できれば、捕獲従事者の負担経議本、出産期所の情報による経験制成別無が開作できる。 (1支庫本例) 旧定管理鳥族は提等事業に係る措援業務の要託先は法人であるが、譲受許可申請は個々の措護従事者(本集では350 人程度)が行うため、申請手続きに時間を要したり、申請手数料の資利負担が生じたりすることで、円滑な事業連行に支 増か生じている。	を確認することで、災業額の不正使用を防止し、公共の安全の確保を図ろうよするものである。 従って、議學の許可に限しては、議受目的のほか、消費の目的・数量、保管場所等について 認し、申請者が当該火業類を譲り受けても公共の安全の維持に支障がないかどうかを確認し いる。無許可謀受については、例外として、議受の目的が明らかで公共の安全の推持に支障 及ぼすおそれがないと判断できる場合について、数量制限等を設けた上で認めているもので る。 指定管理鳥獣捕獲等事業は、著し、増加した鳥獣を捕獲することを目的としており、相当数 火業類(実包)を消費することが考えられるが、当該事業の従事者が、火薬類(実包)をどの程 の量、どの程度の期間において消費するのか等の実態を明らかにされたい。また、当該事業 消費する火業類(実包)の議受が許可制であることによって、当該事業の施に際してどのよ 支障が生じているのか具体的に示されたい。 なお、当該事業業を実施するために必要な乗包について、火業類取締法に基づく議受許可手!
B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	設置に対する規制緩和	適正化等に関する法律施行令 第6条第3号に規定する1度好 な風俗環境を保全するため必要 な最小限度のもの」の内容に いて、風俗電楽等の営業所が 1度好な風俗環境を保全する施 設」より先に営業許可を得て営 業している地域について、風俗 営業等の営業所の設置を制限	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の規制により、風俗営業等の営業所が設置当初は設置が制限される地域内になかったものの、設置後に「その周辺における良好な風俗環境を保全する必要がある施設が当ま地域内に対かったものの、設ま地域内に対かされた。とり、既存の営業所が開発し、新たな事業者に入れ替わる際や既存の事業所を建替える際の許可申請ができなくなるという事態が生じている。 現体的には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第2項第2号「営業所が輸造府県の条例で定める危地域内にあるとさは、許可をしてはならない。の規定を受けて東京都が風俗営業等の規則なび業務の適正化等に関する法律施行条例第9条第1項第2号に風俗営業はに係る営業所の経過生行にならない。の規定を受けて迎雲相談施設の敷地から周囲のの以内の地域(ただし、東京都公安委員会規則で定める地域に該当する区域「商業地域においては5の地」との区域「各級人と定めている。このことにより、駅間辺地区の影可保育所の開設や認証保育所の認可のの移っの際に、周囲の既存の風俗営業等の営業所が関所し、新たな事業者に入れ替わる際や既存の営業所を建替える際の許可申請ができなくなることから、当該事業者の反対に置い、認可保育所の開設や認証保育所の認可移行に支障をきたしている。	が可能となり、駅前地区の保育定員の拡充により、待機児童の効率的な解 消といった効果も期待できる。	- 風俗営業等の規制 及び業務の適正化等 に関する法律(第3 条・第4条) - 風俗営業等の規制 及び集務の適正化等 に関する法律施行令 (第6条) - 風俗営業等の規制 及び業務の適正化等 に関する法律施行条 (第6条) - 風俗営業等の規制 及び業務の適正化等 に関する法律を行条 例(都条例) - 風俗営業等の規制 及び業務の適正化等 に関する法律を行条 例(都規則)	三鷹市			風俗営業の営業制限地域については、各都道府県の風俗営業等の規制及び業務の適正は に関する法律施行条例等で地域の実情に応じて柔軟に指定することが可能であり、風俗営 の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第6条は、営業制限地域を定める基準につ で規定しているに過ぎない、また、同令第6条字の号に規定する自幹な風俗環境を侵全する が必要な最小限度のもの」についても、地域の実情に応じて各都道府県で判断するべきもの あり、保育所等の保全対象施設の設置以前から風俗営業が営まれている地域について、風 業等の営業所の設置を制限とないよう一律に規定することは困難である。 なお、各都道府県の風俗営業等の制制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等を改 することにより、保育所を保全対象施設から解外することや、地域の実情に応じて一部の地域 営業制限地域を設けないこととすることは可能である。
B 地方に対する 規制緩和	消防·防災·安全	前届出における事務の見直し	ており、都道府県知事又は公安 委員会は車両毎に事前に確認 、標章及び証明書を交付する こととなっているが、次のように 見直す。 () 事前届出の段階で、予め標 章・証明書を交付する仕組みと する。 (2) 車両毎の届出ではなく、事	【制度改正の必要性】 災害は、常に様々な株相を星し発生する。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平 等時には想像のかない事態に遭遇するもの。そのため、緊急通行車両等の事前届 出動を採用していることは意義がある。しかしながら、現在の適用では、自治体は迅速 な災害の急労無診動が水のよれているにに観わず、事前届出法の車両であっても、 災害発生後でないと標章・証明書が交付されない仕組みとなっている。 【制度改正の内容】 「製造の設備制度」立つ自治体の公用車等についても、緊急自動車と同様、災害発生後 に迅速な災害が急対策を可能とする仕組みが必要である。 「こ成本契制」 事前届出済の車両であっても、災害発生後の標率・証明書の確認申請時、車両使用者 は車両毎に確認申請書を作成し、確認者は車両毎に標章・証明書を付するなどの事	ばかりか、確認・交付する側も事務負担が軽減でき、その労力分を災害対応 業務に回すことができる。よって、これまで以上に、災害発生後に迅速な災 害応急対策が実施できるため、災害時の住民の福祉に資するものである。 同様に、車両毎の届出ではなく、使用者毎や使用台数のみの届出で標章 及び証明書を交付するように見直すことで、使用者及び確認者双方にとって 事務負担が軽減できる。また、非常時に緊急通行車両の届出があった場合 でも、事業者毎に発行する仕組みであれば、車両を確認する事務が経滅さ れ、その労力分を災害対応業務に回すことができる。よって、これまで以上 に、災害発生後に迅速な災害応急対策が実施できるため、災害時の住民の 福祉に資するものである。	規則(第6条、別記様 五第3、別記様式第 4) 災害対策基本法施行 令第33条 災害対策基本法第76 条第1項	新潟県、福木 島県、栃木		用の 一般事子機を、現状つ場合の外を何度も往復しなければならない状況では欠け予修で、文付収の必条申解への配布寺 の事務手機を、復状つ場合の内外を何度も往復しなければならない状況が発生する。事前にの段階で、標準 書の交付が可能になることにより、迅速な災害対応業務に責することができる。 また、教護活動・免疫性日本師寺を実験する受害特別が定回体の周出については、事業者名及びその使用台数の みの届出で継章及び証明書を交付することによって、発災後の迅速な対応が可能となる。	発災時、真に人命救助等に従事する緊急通行車両の円滑な通行を確保するという災害時 通規制の役割に照しせば、別紙の理由から、標章、証明書の事前届出時の交付や車両を特 ない事業者ごとや台数のみの事前届出の受理を行うことは適切でない。 災害時の交通規制に際しては、標室の交付枚数を把握することにより交通規制を実施する 別の総小や通行を認める車両の範囲の拡大等の交通規制の月直しを行っており、災害発生 の段階に応じて必要な車両の通行を可能としている。(別紙あり) なお、支障事例に「死役2年無本が展定に伴う・・緊急通行車両等確認手続を受ける際にい なお、支障事例に「現28年無本が展定に伴う・・緊急通行車両等確認手続を受ける際にい 定していないことから、事実誤認である。
B 地方に対する 規制緩和	消防·防災·安全	13条第1項に、「国民 保護法上の国民保護 措置の実施等に当たり、使用する自動車」 を新たに加えること	大規模テロなどの緊急事態条 関係機関と速やかに情報交換・ 調整を開始し速やかに情報交換・ 調整を開始して被害を最小吸令 第2条第1項に、「国民保護法上 の国民保護措置の実施等に当整 所の迅速な設置ための出動に	地方公共団体においては、国民保護法及び「国民保護措置を円滑に実施する ための現地調整所の在り方について「平成19年内閣官房」に基づき、国民保 護措置が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必 要があるときは、現地調整所を迅速に設置することが推奨されており、当市で けざいたま市国民保護計画」、「さいたま市規度調整所活動マニスアル」等を	行っている段階において、使用が認められた「緊急自動車」によって市の調整要員が迅速に理解に到落することで、各機関からより正確で最新の情報を入手することが可能となる。 また、国民保護法第112条で定める市町村長の退避の指示等では、必要と 認める地域の任民に対し、退避をすべき盲の指示や、第114条で定める警戒 区域の設定では、当該警戒区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又 は警戒区域から迎去を命じることができるとかでいることから、今回の提	第13条第1項 銀力政撃事態等にお ける国民の保護のた めの措置に関する法 律 第35条1項	さいたま市		日高市、千 業品、等市、 急島動車」以外の自動車等で現地に向かうことしかできず、急行することが困難である。さらに、現地間辺の交通混乱に 市場高、要 議果 選集 指帯等を行うことができることされていることから、今回の理案が実践すれば、より正確な情報に基づいて、票としての 指示等を平開放ます。ことされていることから、今回の理案が実践すれば、より正確な情報に基づいて、票としての 指示等を平開放ます。ことが可能となり、果氏の確蓄を参加機にとどめることができる。 の	等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第39条において、武力攻撃事態 おいて国民の保護のための措置が的確かつ迅速に実施されるようにするために必要な場合 は、国民の保護のための措置を実施するために必要な車両、保急通行車両以外の車両の を禁止又は制限することができることされている。現地調整所の迅速な設置のために地方
B 地方に対する 規制緩和	消防・防災・安全	(塗直し)について	との協議を経て、道路管理者が	【制度改正の必要性】 不鮮明になった横断多道、一時停止線等の規制標示の塗り直しについては、 都避再保公変員会の所管であり、補修が出来ない状態にある。本市におい て、平成28年2月に下校途中の小学生が車にはねられて死亡する事故が発生 した。奉故との直接の図果関係は不明ながら、現場の横断歩道は導れており、 地元社民からも改善の要型が届していた。その他にも市内には多数の不鮮明 な規制標示があり、市民からも補修に関し非常に強い要望が届いており、その 都度、所管警察署に要請しているが対応までに時間がかかる。	じることで、迅速な対応が可能となるため、安全の確保、交通事故の抑止な	1項	厚木市	(添付資料)新聞記事	本の、豊田 市か作権を支援する。とでは速な反映物の必要かり散じめたでする。 市か作権を受望があった際は、公安委員 人間米市 人工 人工 大田	都道府県公安委員会は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条第1項の規定に基づ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を回り、又は文通公害その他交通に する障害を防止するため必要があると認めるときは、信号機取は道路構験主しは道路構築として道路で 設置し、及び管理して、道路における交通の規制をすることができるとされており、道路標示 構修も1管理1の一型足して都道府県公安委員会が実施しているものである。 交通規制については、交通流・量、交通事故の発生状況。通学路の有無等の地域の交通 題を総合的に考慮して道路標識・道路標示を設置するとともに、その効果等の点検、確認を 的に行い、交通が出状況の変化、道路利用者の一人不の変化等によって実態にな ななった場合は必要な見直しを行うこととしており、都道府県公安委員会としては、道路標 搭標不を設置すれは対応が投げするというわけではなく、年の後の管理を的値に行い、警告 による交通指導取締りと推進することによって、交通規制の実効性を担保しているところでき このため、交通管理に関する専門的知見を有する都直府県公安委員会以外の者が道路標 道路標示の設置と管理を一体として行い、的確な交通規制を実施することは、困難であると る。 よって、本件提案への対応は不可である。 なお、都道府県警察では、道路環境や道路利用者のニーズの変化等を見極かた道路標 対応に努めるよう、都道府県警察を指導してまいりたい。
B 地方に対する 規制緩和	消防・防災・安全	者が自発的に規制標	為)について、都道府県公安委 員会との協議により規制標示の	道路標示の内、公安委員会の権限である規制標示(横断歩道・停止線・止まれ」等)については、道路交通法、地方財政法及は連絡構態、区画線及び道路機械に関する命令(以下「命令」という。」に基づき、公安委員会が設置、修繕を実施しているが、停止値、横断歩道は修繕できないため、交差点における一体的な交通安全対策が実施できない状況にある。また、予算措置がなされていない等の理由により、長期間修繕されない場合が多い。	会との協議により道路管理者が自発的に規制標示の修繕を可能とすること により、交差点における一体的な交通安全対策による安全性の向上効果が 期待できる。	一項	豊田市		不の、機馬 内外体をを表面する。とい近遠点は原理的の返客から数である。 (A 本作は外に大人 機能が送せ、一時代上級などの設備を指示して新りに関わってもから。 (A 本作は外に大人 機能が送せ、一時代上級などの設備を指示して新りに関わってもから。 (A 本作品)といる。 (A 本作品)といる。 (A 本語 大人	都適府県公安委員会は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条第1項の規定に基づ 道館における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他交通にす する障害を防止するため必要があると認めるときは、信号機又は道路構識者しては道路構 設置し、及び管理して、道路における交通の規制をすることができるとされており、道路標示 構修も1管理)の一環として都迫府県公安委員会が実施しているものである。 交通規制については、交通流・量、交通事故の免生状況、通学路の有無等の地域の交近 設定制については、交通流・量、交通事故の免生状況、通学路の有無等の地域の交近 設定制については、交通流・量、交通事故の免生状況、通学路の有無等の地域の交近 総合的に行い、交通状況公沿道状況の変化、道路利用者のニーズの変化等によって実態に合 なくなった場合は必要な見直と行うこととしており、都道府県公安委員会としては、道路構 路標示を設置すれば対応が終了するというわけではなく、その後の管理を的確に行い、警察 による交通指導取締りを推進することによって、交通規則の変地を知保しているところであ このため、交通管理に関する専門的見を有する都道府県公安委員会以外の者が道路構 ご路構示の設置と管理を一体として行い、的確な交通規制を実施することは、日路標 の登橋、更新に努めているところであるが、警察庁では、引き続き、必要な予算の確保や迅 対応に努めるよう、都道府県警察では、道路環境や造 が表し、通路環境等をといるころであるが、警察庁では、引き続き、必要な予算の確保や迅 対応に努めるよう、都道府県警察では、道路環境と

別添1

管理番号	提3 区分	(区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)		<追加共同提集団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	回答欄(各府省)
	区方	71 ±1									団体名	支障事例	
264	B 地方に対する 規制緩和	土地利用(農地除く		緩和	駐車場法及び同法施行令において技術的基準として義務付けられている路外 駐車場の出入口の配置等については「交差点の側端又はそこから五メートル 以内の部分1のうち一定のものについて適用が解外されている(令第7条第2 項)一方、安全対策上同等の規制で十分と思われる「道路のまがりかどから去 メートル以内の部分1については同権の適用除外がなされていないため、最適 でない又はより不適かな位置への設置に至るケースが生じかねない状態に あったり、出入口設置に多額の費用がかかるケースも想定される。 (構成市の具体例) 駅前の繁華街等、大通りに而している地域では、裏口のまがり角に駐車場の 出入口を設置した方が、交通渋滞の防止や安全な通行の観点から望ましい ケースがある。		駐車場法施行令第7 条第2項	警察庁、国土交通省	指定都市市		新宿区	○本市に提出される部外社事業設置高出の中には技術的基準を遵守するため、出入口の位置について適切とは思われ ない計画が設定される。状況によっては、適削除がした方が企製的と考えられるケースもある。 ○常春街、海宮街、幹線道路に囲まれたコリア等における駐車場の出入口位置は、現行法に基づく企安金面から望まし い位置に設置できないことがある。安全面を考慮しつつ、科使性等を向上させるため、規制、基準の緩和を望む。	構定都市市長会から示された仙台市の事例については、交通の危険を生じさせるおそれのある遺路のまがりかどからちメートル以内の部分ではない面線道路の部分に出入口を設置することが可能であると考えられるため、現在、内閣府を通じて指定都市市長会に対し、詳細を確認やでなお、「道路のまがりかどから5メートル以内の部分」については、大臣認定の対象に含めていない理由は以下のとおりである。 ① まがりかどについては、一般的に見通しが悪いことから、そのような場所に路外駐車場の出入口が設置された場合は、入庫はようよする車両及びその対向車がそれぞれの存在を認識できずに危険な場跡が発生するよそれがあると ② 道路のまがりかどから5メートル以内の部分については駐停車を行うことが禁止されているい方向車線にはみ出して通行する車両との衝突事故等が発生する危険性が高まるおそれがあるとと、ショ連の出入口は一般的に順番待ち等の車両が影響しやいことから、通常想定されない対向車線にはみ出して通行する車両との衝突事故等が発生する危険性が高まるおそれがあると。 ③ 駐車場法の技術的基準が適用される駐車場(駐車の用に供する面積が500㎡以上)においては、一般的には、道路のまがりかどから5メートル以内の部分以外の直線道路の部分に出入口を設置することが可能であると考えられること
276	B 地方に対する 規制緩和	運輸·交通	象拡大	両法に定める原付二種(50cc超 125cc以下)まで自治体が撤去・ 保管できるよう「自転車の安全 利用の促進及び自転車等の駐 車対策の総合的推進に関する	「提案の背景」 駅間辺の放置自転車対策として、本市では、自転車の安全利用の促進及び自 転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下)自転車法」という。)に基 づき条例を制定し、放置自転車の放金、保管を行っているところである。自転車 法においては、道路を選法第2条第・項第10号に規定されている接欠量を50cct での原動機付自転車(以下、「原付)という。)及び同等11号の2に規定されている 重50co起へ125cc以下)は、原付一種(排気量50cs以下)との車体の大きさは それほど変わらないにもかかわらず、地方公共団体では撤去することができ ず、警察による駐車違反取り締まりに変わるしかない。 「支障事例」 自動二輪車の放置(駐車違反)は、自転車及び原付の放置以上にまちの景観 を損ね、歩道の通行機能を阻害している場合が目立ってきている。自動二輪車 の放置を現返したきは、その都度警察に基準違反取り接続とりの依頼をあるが、対応が遅れることや対応しきれない場合がある。警察と共同してキャン ペーンを行い、同時に自動工輪車の撤去活動をすることも年に一度か一度は あるが、その場しのぎにすぎず、根本的な解決にはなっていない。 【本市の美情】 本市の自転車駐車場の整備は進んでおり、近年の技術革新により、サイズが 原付一種とほぼ変わらなくなっている原付二種までは、撤去等も含めて現状と 相違なく対応が可能である。	自動二輪車の放置(駐車達反)の減少により、まちの景観の向上、歩道の通行機能の確保に繋がる。	自自転車の安全利用車の 明進及軍事以自転車 開車対関する法律 組に関東 開東 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京		八王子市		川市、伊丹	○ 白自二輪車の放置を提取したとはよ、その希信業際に駐車選及用り締まりの厳禁をするが、迅速な対応ができない場合やある。設備運動車の設備できない場合がある。設備運動車の温に定める原付一種まで修設式算をようをよって、まちの素機の向上、歩道の過去情機の心確保等に另めたい。 少道の過去行機の心確保等に另めたい。 ○本市の自転車等放置的上条例はより認識。自転車等駐車場上放置してある自転車及び500c以下の原助機関付自転車が自転車等機が放置か上等が表することができるが対象量500cを提える信頼主は数大することができるが達成している。以前500c回の26輪車が自転車車車場上放置される大型をできない。「本作も人王子市に同様に、自動二輪車の造法技事に関しては、その都度警察に取り締まかを依頼しているが、対ので表れることが、日本の主義を対しませる。「本の主義を関している」の本語は、大型では、北京の主義を持ち、中国・「本の主義を関している」の本語により、自動二輪車の経費がは、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型で	「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下)自転車法」という。) は、自転車利用における交通事故の増加、自転車の無秩序な放置の増大等を 育煮として物定・改正されたものであり、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動 の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し基本的な事項を 定めるととは、地域の自主性に基づき、具体的な搬去等の付置について地方公共団体の保 に委ねることを内容としているものである。したがって自転車法は地方公共団体が行う自動二輪 車への措置を妨げてはおき、地方公共団体は、その自主性に基づき、条例を定めて自動二輪 車の搬去措置等を実施できると解されているものと承知している。 警察庁! 警察庁において回答可能な事項なし